

鳥取県中小企業人材確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県中小企業人材確保支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、人材確保を自らの経営課題と位置付け、鳥取県立ハローワーク（以下「県立ハローワーク」という。）並びに鳥取県内の商工団体や金融機関等の関係団体・機関と連携して、経営戦略や組織体制の見直しにより、魅力や特色のある雇用環境づくりの推進などに取り組む県内事業者にその経費の一部を補助することにより、県内事業者が必要とする人材確保の円滑化と事業の成長発展に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（事業の実施期間は6か月以内とする。以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の額は切り捨てる。）以下とする。
- 3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として補助事業を開始する日の30日前までに行わなければならない。

- 2 前項により申請を行う場合は、県内の商工団体、信用保証協会又は金融機関（銀行、信用金庫、政府系金融機関に限る。）を経由して行うものとする。
- 3 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受理した日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助事業の交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

別表1

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
鳥取県中小企業人材確保支援事業	<p>以下の全ての要件を満たしている事業者（（1）及び（4）については、申請受付時に該当しているものとする。）</p> <p>（1）鳥取県内に事業所を有しており、資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者に該当すること。（別表2参照）</p> <p>（2）過去に本補助金の交付を受けたことがないこと。</p> <p>（3）補助事業の実施に際して、本補助金以外の他の補助金、助成金等を受けていない又は受ける予定がないこと。</p> <p>（4）鳥取県立ハローワークに求人の登録（求人に関する相談）を行っていること。</p> <p>（5）補助事業の実施に際して、鳥取県内の商工団体又は金融機関等と連携して取り組むこと。</p>	<p>以下の取組を実施するために必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料</p> <p>（1）人材確保戦略の策定（人材確保のための経営計画の策定又は見直し等の取組を含む。）</p> <p>（2）人材確保のための企業（事業所）内の組織体制の見直し、新たな雇用管理制度の導入</p> <p>（3）人材確保戦略等に基づき行う人材確保を目的とする新たな事業の実施</p> <p>（4）その他第1号から第3号に準じた取組と認められるものなお、上記に該当する経費であっても、公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費については対象外とする。</p>	1 / 2	500千円

別表2

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く。）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下